

平成 24 年 12 月 26 日

お客様各位

水質汚濁防止法改正に伴うご協力のお願い

埼玉県本庄市児玉町共栄 710-6

株式会社タカヤマ

エコジョイン北関東

工場長 太田 春男

拝啓 貴社益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度水質汚濁防止法が改正され、施設から排出される水質規制物質として「1,4-ジオキサン」が排水基準に追加されました。これを受けて、東京都（平成 24 年 6 月 27 日 公布、同年 8 月 1 日施行）をはじめ埼玉県（平成 24 年 5 月 24 日 公布、同年 5 月 25 日）、その他の自治体では生活環境関連条例が改正されました。主な内容は以下の通りです。

- 特定事業場以外の事業場に対しても 1,4-ジオキサンの排水基準を適用する
- 1,4-ジオキサンを使用している又は排出する恐れのある事業場においては、特定事業場でなくとも、1,4-ジオキサンの適切な処理・処分が必要となる
- 基準値は下水道法施行令と同様で一律排水基準が 0.5 mg/Lとなる

以上のことより、今後、1,4-ジオキサンの取り扱いには十分留意する必要があると判断し、弊社においても法律を遵守するといった観点から、お客様へ以下の事を求める場合がございます。

- ① WDS ガイドライン（廃棄物データシート）を活用しての情報の再提供
- ② 場合によっては、排出事業者に計量証明書の提出をお願いする 等

弊社工場の受入につきましても、原則 0.5 mg/Lを超える 1,4 ジオキサン濃度の搬入物は規制させて頂く場合もございます。また、定期的にサンプリングを行い、監視を続けて参ります。皆様のご理解、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。